

◆悪質な訪問販売にご注意ください！【新聞の定期購読契約】

【相談事例】

- 昨日訪問販売で「新聞の契約を継続してほしい」「2回も来たから契約してほしい」としつこく勧誘された。
- 「ジャケットが当たる」とのハガキが届き、応募したところ、当選したとして担当者が持ってきた。その時に、「3ヶ月でも新聞を取ってほしい」とお願いしてくるので、可哀想に思い契約してしまった。
- 「お届け物がある」というので、ドアを開けると新聞の勧誘だった。ドアに足を挟み、しつこく勧誘された。 など

新聞の定期購読契約に関する相談は年間通じて多く寄せられています。

訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日以内なら、クーリング・オフすることができます。

クーリング・オフ期間を過ぎると一方的に解約できません。解約するには、販売店との話し合いで解決することになります。トラブルを避けるためにも、次のことに注意しましょう。



▲イラスト提供 消費者庁

1. ドアを開ける前に用件や事業者名を確認し、不要であればインターフォンなどで断るようにしましょう。
2. 新聞購読の勧誘時の景品の提供については、「新聞公正競争規約」で、契約金額の8%又は6ヶ月分の購読料の8%のいずれか低い額が上限と規定されています。商品券や、娯楽施設の無料入場券など景品につられて契約しないようにしましょう。
3. 契約書は必ず内容を確認し、契約期間が終わるまで保管しておきましょう。
4. 長期の新聞購読契約や何年も先に購読を始める契約は慎重にしましょう。
5. 断っても帰らない場合や、怖い思いをした時は警察に通報しましょう。
6. 不安に思ったり、おかしいと感じたら、一人で悩まず、大阪市消費者センターへ相談してください。

◆大阪市消費者センター（相談は大阪市内にお住まいの方に限ります）



●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター
エルちゃん